

配食サービスをご利用の皆様へ

# 令和4年10月から配食サービスの利用者負担金額を改定します

## 1食あたりの利用者負担金額

改定前（令和4年9月まで）	改定後（令和4年10月から）
400円	420円

## 改定の理由

平成27年4月から、現在の利用者負担額(400円)を維持してきましたが、この度、人件費や食材費の上昇等により、利用者負担金を420円に改定することになりました。

令和4年10月から、改定後の利用者負担金となりますので、何卒ご理解をくださいますようお願いいたします。

利用者の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、配食サービスの安定的な継続に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

## お問い合わせ

配食サービス事業の利用者負担金額の改定についてのお問い合わせ先は、以下のとおりです。

飯塚市役所 ☎0948-22-5500

（高齢者配食）高齢介護課 高齢者支援係

（障がい者配食）社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係